

海上交通安全法

1 案内情報

- ① 手続名：航路又はその周辺の海域における工事等の許可
- ② 手続根拠：海上交通安全法第 40 条第 1 項
- ③ 手続対象者：
 - ・航路及びその周辺の政令で定める海域において工事又は作業をしようとする者（通常の管理行為等を除く。）
 - ・政令で定める一定の海域で工作物の設置（現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。）をしようとする者（通常の管理行為等を除く。）
- ④ 提出時期：当該行為に着手する前
- ⑤ 提出方法：原則、書面又は電子申請
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類・部数：位置図並びに工作物の平面図、断面図及び構造図・2 通（詳しくは提出先にお問い合わせください。）
- ⑧ 申請書様式：適宜（提出先にお問い合わせ下さい。）
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先にお問い合わせ下さい。

2 窓口情報

- ① 提出先：行為に係る場所を管轄する海上保安部の長を経由して管区海上保安本部長に提出して下さい。
- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：提出先の海上保安部又は管区海上保安本部

3 手続情報

- ① 審査基準：当該申請に係る行為が次のいずれかに該当すること。
 - (1) 以下のとおり、船舶交通の妨害となるおそれがないと認められること。
 - ① 海上における工事・作業等の場合は、当該海域を航行する船舶が通常の操船方法により容易に通航できるものであること。
 - ② 空域における工事・作業等の場合は、当該海域を通航する船舶のうち最大のマスト高以上の空域において実施されるものであって、資機材の落下のおそれがないこと。
 - ③ 海底における工事・作業等の場合は、当該海域を通航する船舶のうち最大のものが余裕水深を保つことができ、かつ、通常船舶が投げようすることのない水域において実施されること。
 - (2) 許可により付された条件に従って行われることにより、船舶交通の妨害となるおそれなくなると認められること。
 - (3) 災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的に行われるものであると認められること。
- ② 標準処理期間：0.8 ～ 1 ヶ月程度
- ③ 不服申立方法：